

森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要

		公益的機能別施業森林 区域外 (森林施業の合理化 に関する基準)	公益的機能別施業森林区域（公益的機能別森林施業の実施に関する基準）				
			水源涵養機能維持増進 森林 (伐期の延長を推進 すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林			保健文化機能維持 増進森林に限る
				長伐期施業を推進 すべき森林	複層林施業を推進 すべき森林	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	特定広葉樹育成施業を 推進すべき森林
適正な植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林（人工林）】標準的な植栽本数を2年以内に植栽 【特に効率的な施業が可能な森林（人工林皆伐後）】標準的な植栽本数を2年以内に植栽					
適正な間伐 ※間伐：おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採		市町村森林整備計画に定められた 間伐の間隔に従った間伐		【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、 Ryが0.75以下となるよう間伐			
主 伐	適正な林齢での主伐	標準伐期齢以上	標準伐期齢＋10以上	標準伐期齢の概ね2倍 以上に相当する林齢として市町村森林整備計画において定められた 林齢以上		標準伐期齢以上	
	適正な伐採の方法	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと			伐採率30%以下の択伐		
		【伐採後の造林を天然更新（ぼう芽更新を除く。）による場合】 伐採率70%以下の伐採		【伐採後に人工植栽する場合】 伐採率70%以下の伐採	【伐採後に人工植栽する場合】 伐採率40%以下の択伐		
	適正な伐採立木材積	伐採材積が年間成長量（カメラルタキセ式補正）に 相当する材積に5を乗じて得た材積以下					【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されること
【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量（カメラルタキセ式補正）に相当する 材積に5を乗じて得た材積の100分の120以下		標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積を特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超える立木材積で補正した材積以上			
				下層木を除いてRy0.75以上の森林について おおむねRy0.65以下となるよう伐採			

計画対象森林に
係る規律

計画的伐採対象
森林に係る規律